

27 陳情 第 10 号	集团的自衛権の行使等を容認する閣議決定を撤回し関連法律の改正を行わない事とする意見書を衆議院及び参議院に提出することを求める陳情
付託委員会	総務区民委員会
受理及び付託 年 月 日	平成 27 年 6 月 4 日受理、平成 27 年 6 月 11 日付託
陳情者	墨田区横川———— —————

(要 旨)

新宿区において、この陳情を可決し、すみやかに衆議院及び参議院へ意見書をご提出頂きたい。今国会中にご提出ください。

(理 由)

- (1) 政府は、憲法解釈の変更による集团的自衛権行使の容認、海外での武器使用の拡大等を内容とする閣議決定をしました。

集团的自衛権の行使は他国の戦争に加担することです。日本が直接攻撃を受けていないにも関わらず、他国に対する武力攻撃に武力で反撃し戦争そのものをする事です。

このような憲法の基本原理に関わる解釈の変更は憲法第 9 条を真っ向から否定するものです。憲法に拘束されるはずの内閣がこれを閣議決定で行うことは立憲主義に違反しています。したがってこのような閣議決定を実施する為の立法も、憲法に違反して許されません。条約、協定の締結も無効です。

本閣議決定を即時撤回し、本閣議決定に基づく自衛隊法の改正等の関連立法を断念することを強く求めます。

日本はこれまで資金援助、インフラ整備、技術、医療、教育の提供などで多くの国際貢献をし、世界的に評価されています。平和貢献とはこのような事であり、抑止力の一つです。決して武力によって平和がもたらされる事はありません。

- (2) 集团的自衛権に反対の理由

日本経済新聞の世論調査による集团的自衛権行使の法案成立に「賛成」は 2 月 3 日の 31% をピークに下がり続け、今回 (5 月) は 25%。

一方、反対は 1 月の 49% から増え続け現在 (5 月) は 55% です。

アメリカなどの軍事介入で平和になった地域はない。その介入を支えるのが集团的自衛権の行使です。日本は加担すべきでない。

「現状戦闘のない地域」に派遣されると言うが、そこは弾薬を提供しなければならないほどの地域。戦闘が再開されれば「駆け付け警護」を強いられ戦闘に巻き込まれる。

日本を直接攻撃していない国に対し、「密接な関係」が攻撃されたときに、一緒に反撃する事は敵視されていない国を敵にまわすこと。抑止力のつもりが、敵を多くして戦争リスクが高まります。

5月24日に放送されたNHKスペシャル「自衛隊の活動はどこまで拡大するか」木村草太氏の「弾薬の提供のニーズはあるのか」との質問に、中谷防衛大臣「弾薬を含む後方支援の要求が米国からあった」と発言。大臣の口からはっきりと示されました。

軍事費と軍の負担を削りたいアメリカ。その穴埋めをする型で日本が戦争に参加させられる状況が目に見えています。国益にも反するもので断じて認められません。

これまでも憲法第9条により、ベトナム戦争、アフガン戦争を断れたのです。憲法解釈を変えるとすることは、これらの戦争も断れなくなる危険性があります。